

平成 2 8 年度野田市要保護児童対策地域協議会

第 2 回代表者会議次第

日時 平成 2 9 年 2 月 9 日 (木)
午後 1 時 3 0 分から
場所 野田市役所 8 階
大会議室

1 開会

2 市長挨拶

3 会長挨拶

4 議題

(1) 野田市の児童虐待について 資料 1

(2) 児童虐待防止推進月間の啓発事業について 資料 2

(3) 平成 2 9 年度年間事業計画 (案) について 資料 3

(4) 児童福祉法等の改正と市の対応について 資料 4

(5) 野田市における要保護児童の事例検討について 資料 5

(6) その他 資料 6

5 閉会

野田市の児童虐待について

(速報値)

(1) 家庭児童相談室による相談対応件数

虐待相談対応件数

平成 28 年度は 12 月までの速報値

報 値

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
1.身体的虐待	74	764	82	818	88	1,281	68	680	73	1,281	49	707
2.性的虐待	1	1	3	21	3	28	0	0	2	15	0	0
3.ネグレクト	98	1,676	66	1,273	80	1,753	78	1,935	69	1,674	61	1,467
4.心理的虐待	51	501	44	435	76	1,423	110	1,312	106	1,264	76	757
計	224	2,942	195	2,547	247	4,485	256	3,927	250	4,234	186	2,931

人数は前年度から対応している人数(繰越) + 当該年度新規に対応した人数、件数は延べ対応件数(1日1カウント)

同居きょうだいも対象

前年度からの継続人数 115人

【参考資料】家庭児童相談室 相談対応件数(虐待を含む)

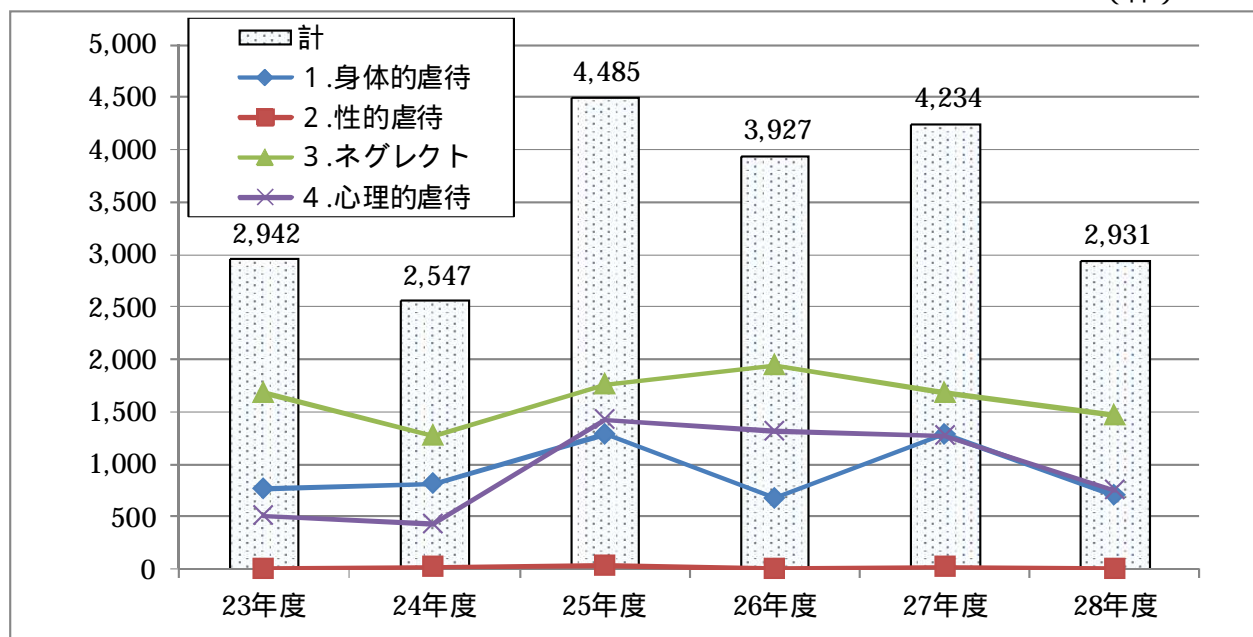
平成 28 年度は 12 月までの速報値

速 報 値

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談・対応	7,106 件	5,307 件	10,130 件	10,311 件	14,101 件	13,008 件

虐待相談対応件数(延べ件数) 平成 23~28 年度

(件)

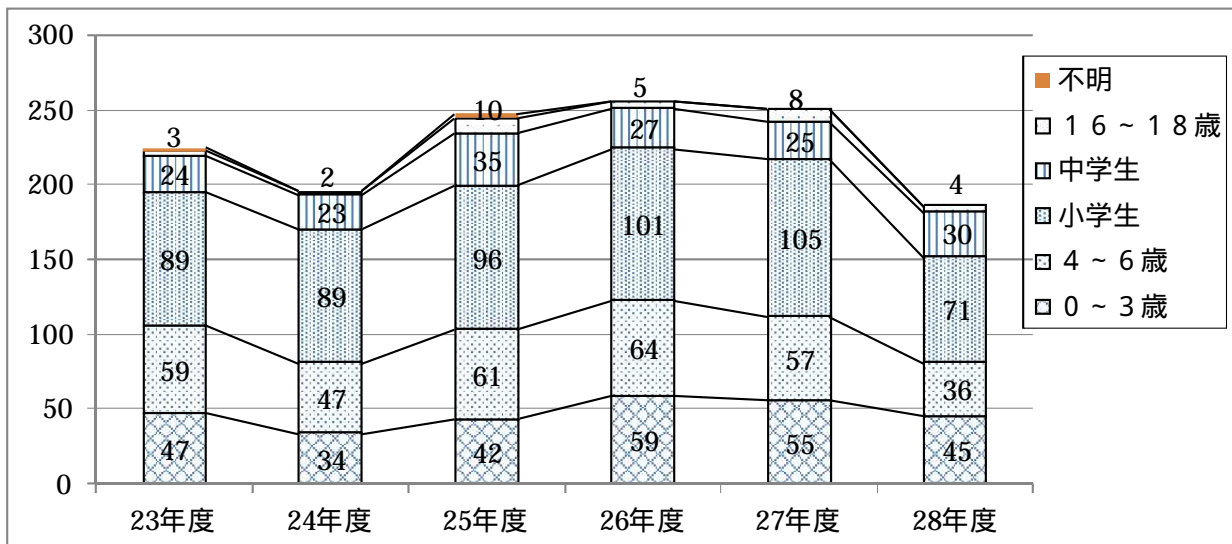


(2) 年齢別人数

平成 28 年度は 12 月までの速報値

虐待児年齢	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
0 才	1	0	6	15	12	9	
1 才	14	3	9	14	11	12	
2 才	17	18	11	14	16	11	
3 才	15	13	16	16	16	13	
4 才	19	12	20	21	17	12	
5 才	22	19	19	20	20	11	
6 才	18	16	22	23	20	13	
小学生	7 才	19	12	20	18	22	5
	8 才	21	20	12	12	16	13
	9 才	18	16	15	25	12	12
	10 才	13	17	12	18	21	18
	11 才	11	17	20	16	13	14
	12 才	7	7	17	12	21	9
中学生	13 才	8	7	10	13	12	13
	14 才	9	7	11	7	11	10
	15 才	7	9	14	7	2	7
16 才	2	0	5	4	5	2	
17 才	1	1	5	0	2	2	
18 才	0	1	0	1	1	0	
不明	2	0	3	0	0	0	
計	224	195	247	256	250	186	

年齢別人数 (平成 23 ~ 28 年度)



平成 28 年度の年齢別人数の割合は、0 ~ 6 歳が 44%、小学生が 38%を占め、小学生までで 82%である。

(3) 虐待通報受付経路

平成28年度は12月までの

速報値

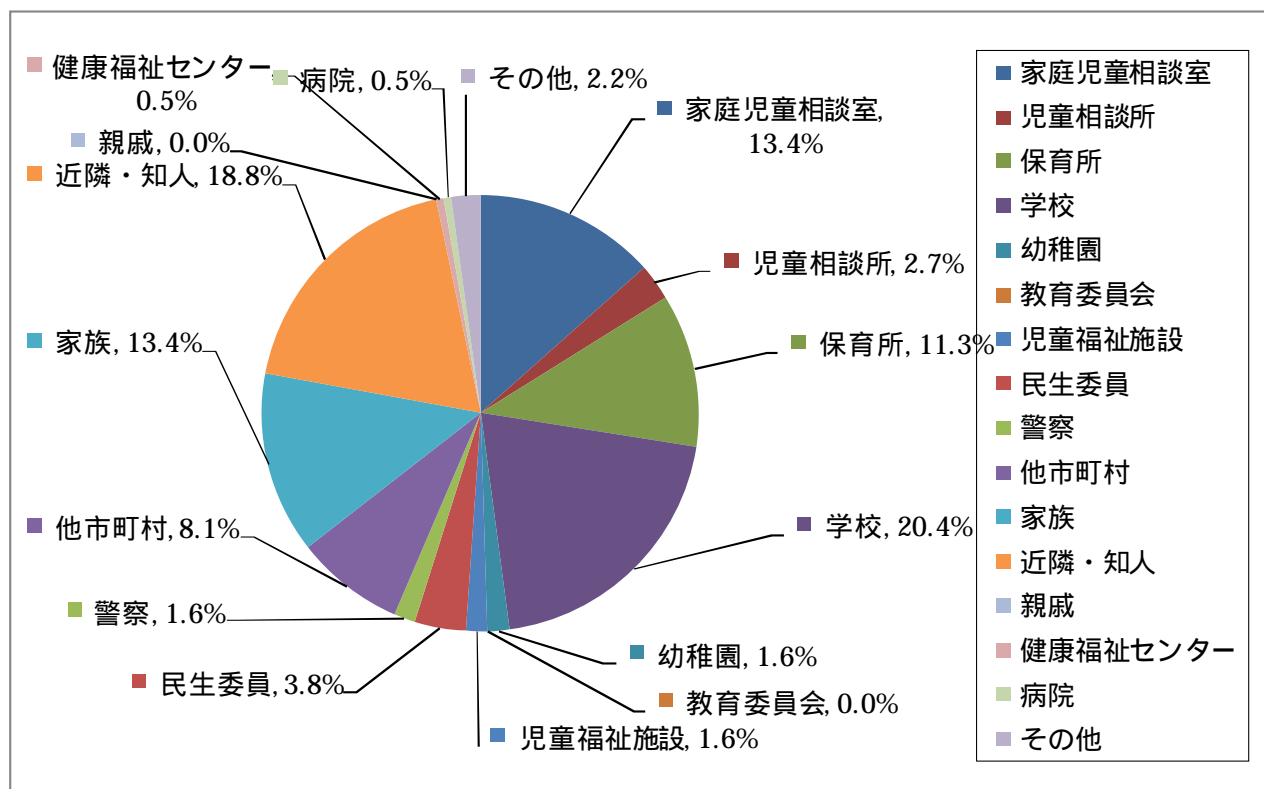
経路	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
家庭児童相談室 1	16	8	23	45	44	25
児童相談所	0	2	2	1	1	5
保育所	25	16	20	29	32	21
学校	31	37	54	47	41	38
幼稚園	2	6	6	5	6	3
教育委員会	4	5	4	5	4	0
児童福祉施設 2	8	9	9	17	14	3
民生委員	6	9	6	5	9	7
警察	8	1	1	1	2	3
他市町村	15	13	25	12	7	15
家族	30	18	21	33	28	25
近隣	43	39	44	37	40	35
親戚	1	5	6	13	6	0
健康福祉センター	4	5	1	1	3	1
病院	10	6	1	2	6	1
その他 3	21	16	24	3	7	4
計	224	195	247	256	250	186

1 市役所庁内他課で把握した疑い通報を含む。

2 学童保育所・子ども館など。

3 中核地域生活支援センターのだネットなど。

虐待通報経路別割合（平成28年度）



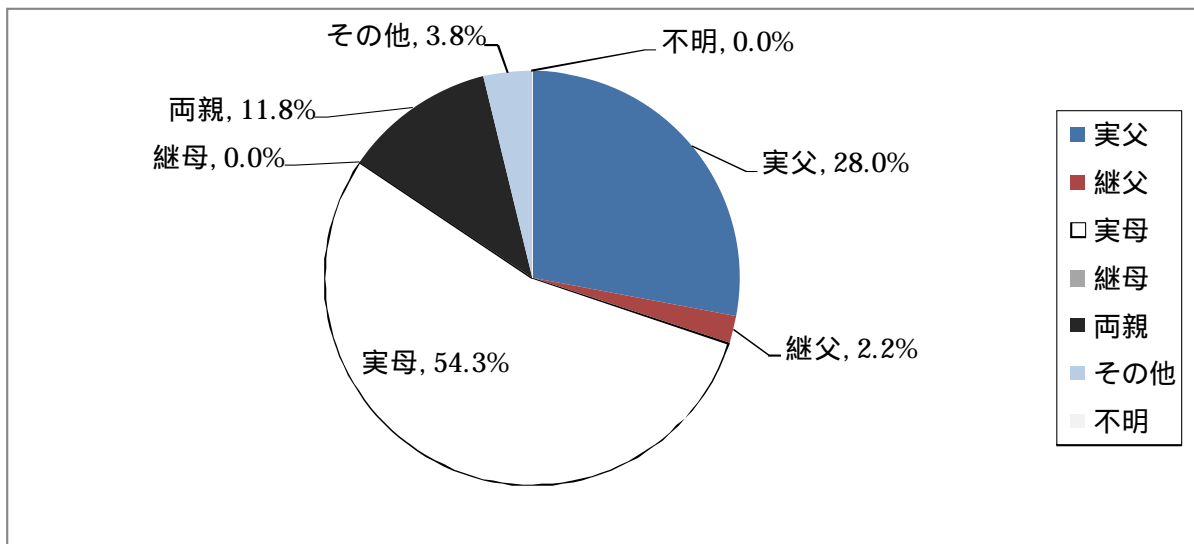
通報経路の割合は、学校 20.4%、近隣・知人 18.8%、家庭児童相談室 13.4%、家族 13.4%の順となっている。

(4) 主たる虐待者

平成 28 年度は 12 月までの速報値

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実父	37	37	49	67	84	52
継父	7	5	6	9	6	4
実母	146	130	147	139	121	101
継母	3	3	2	5	2	0
両親	26	15	37	31	21	22
その他	2	5	3	5	15	7
不明	3	0	3	0	1	0
計	224	195	247	256	250	186

虐待者別割合 (平成 28 年度)



虐待者別の割合は母親が 54.3% を占め、うち 42.6% がひとり親家庭である。

(5) 児童虐待相談電話「子ども SOS」について

平成 28 年度は 12 月までの速報値

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受付電話件数	-	36 件	27 件	26 件	35 件	16 件
相談対象児童実人数	36 人	40 人	26 人	27 人	29 人	28 人
総計のうち、虐待に関する実人数	(8 人)	(5 人)	(3 人)	(3 人)	(15 人)	(16 人)
総計のうち、18 歳未満からの実人数	(2 人)	(0 人)	(0 人)	(1 人)	(3 人)	(2 人)

(6) 要支援ケースについて

虐待には至っていないがリスクが高く、要保護児童管理台帳に掲載した要支援ケース数と対応件数（虐待以外）
平成 28 年度は 12 月までの速報値

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数
特定妊婦	7	78	19	263	20	236
ハイリスクケース	35	470	71	840	48	615
計	44	571	90	1,103	68	851

- 1 育児不安や多胎児、子の障がい・疾病、夫婦不和、地域からの孤立などの要因を持つ事例で、要因を複数持つことで児童虐待に発展する可能性があるケース。
- 2 前年度からの継続人数 特定妊婦 5 人、ハイリスクケース 23 人

居住実態が把握できない児童について
報 値

平成 28 年度は 12 月までの速報値

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
居所不明児	最終的に県へ報告した人数	0 人	0 人	0 人
	要対協報告人数 1	2 人	0 人	0 人
	関係機関情報提供数 2	50 人	41 人	19 人

- 1 平成 26 年度より取扱開始。居住実態が把握できない児童で情報提供をうけたもののうち、虐待リスクが高く、早急な対応が必要と認められ、要保護児童対策地域協議会に報告したもの。
- 2 野田市に住民登録があるにも関わらず、乳幼児健診未受診で保健師が訪問しても家族と接触できなかつたり、手当等の通知が宛所不明で返送されたりするなどの場合に、関係機関から児童家庭課に情報提供があったもの。情報提供後調査を行い、全てについて対応済み。

【参考】子ども支援室の運営状況

期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日

区 分	件 数	うち ケアプラン 作成件数	備 考
妊娠届時 面接相談	646 件	104 件 〔ゆりかご プラン〕	緊急ケース 3 件 （うち 2 件を特定妊婦として要保護児童対策地域協議会で進行 管理） 保健センターでフォローが必要なケース 101 件
転入妊婦 面接相談	62 件	13 件 〔ゆりかご プラン〕	緊急ケース 1 件 （うち 1 件を特定妊婦として要保護児童対策地域協議会で進行 管理） 保健センターでフォローが必要なケース 12 件
電話相談	414 件		左記相談件数の内容（1 件の相談で複数の内容を相談するケース を含む相談件数） （相談のうち虐待やハイリスクが疑われる場合は児童相談係も 連携して対応）
来室相談	191 件	20 件 〔すこやか プラン〕	【子どもに関する相談】計 273 件 発達 176 件、病気・医療 47 件 生活習慣 17 件、その他 33 件 【子どもの養育環境の相談】計 375 件 養育者の精神 232 件、子ども又は親子で通う施設 82 件 家族・環境 41 件、その他 20 件 【その他】計 87 件 行政サービス・制度の案内 87 件
出張相談	0 件		
訪問相談	8 件		
文書相談	0 件		
計	1,321 件	137 件	

児童虐待防止推進月間の啓発活動について

1 「児童虐待防止推進月間」について

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

野田市では、「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」にて「啓発活動の積極的推進」を重要課題の一つとして位置付けています。

平成28年度標語「児童虐待防止推進月間」標語として全国公募により選定された作品
「さしのべて あなたのその手 いちはやく」

2 平成28年度における野田市の啓発事業の内容

市報11月1日号に掲載

- ・「児童虐待防止推進月間」の特集記事
- ・児童虐待相談電話「子どもSOS」の紹介記事

国や県が作成した児童虐待防止のポスター、チラシを保育所、幼稚園、学校、医療機関など関係機関に配布

市内小中学校児童生徒による「わたしの願う家族・家庭」ポスター展及び民生委員児童委員による児童虐待防止の啓発標語の掲示の実施

*開催期間

平成28年11月5日(土)～11月14日(月) いちいのホール

平成28年11月16日(水)～11月22日(火) 市役所ふれあいギャラリー

*ポスター展応募作品数

参加数 632点(小学校 526点、中学校 106点)

応募数 48点(小学校 44点、中学校 4点)

応募できるのは各学校3点までです。

優秀賞 5点

児童虐待相談電話「こどもSOS」カードの作成・配布

こどもSOSカードを2万5千枚作成し、関係機関に配布

啓発懸垂幕を、市役所及びいちいのホールに掲示

* 掲示期間

平成28年11月1日(火)～11月30日(水)



啓発物資(マグネット・バスマスク等)の掲示

・市役所公用車、まめバス

33か所 マグネット71枚、バスマスク10枚

・趣旨にご賛同いただいた事業所に依頼

タクシー事業者... 3か所 マグネット45枚

その他の事業者... 36か所 啓発用車両ステッカー36枚

・市内公設保育所(10か所)敷地内に啓発幕を掲示

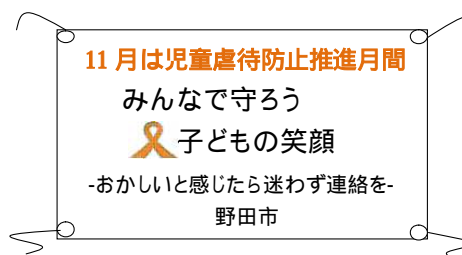
【啓発物資のイメージ】

マグネット



バスマスク

(啓発幕)



3 野田市要保護児童対策地域協議会実務者研修会の開催

* 開催日時

平成28年11月21日(月)市役所8階大会議室 15:00～17:00

* テーマ

「集団になじめない子の理解と対応～ティーチャーズ・トレーニングに学ぶ～」

* 講師

藤井 和子氏

(まめの木クリニック・発達臨床研究所 ケースワーカー)

* 主な内容

ティーチャーズ・トレーニングの基礎とプログラムの概要

* 参加者

67名(要保護児童対策地域協議会の関係機関)

平成 29 年度野田市要保護児童対策地域協議会事業について

年間事業計画案

日時	会議・事業名	内容等	備考
4 月	協議会名簿作成	平成 29 年度の代表者会議 委員・実務者会議委員の確認	児童家庭課から各機関 へ名簿の確認を依頼
	実務者(進行管理)4 月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
5 月	第 1 回代表者会議	関係機関の役割について確認 年間事業について 平成 28 年度状況及び事例報告	
	実務者(進行管理)5 月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
6 月	実務者(進行管理)6 月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
7 月	実務者(進行管理)7 月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
8 月	第 1 回実務者会議	平成 28 年度状況及び事例報告 進管理事例に関する報告	
	実務者(進行管理)8 月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
9 月	1 日～15 日 「私の願う家族・家庭」 ポスター展作品募集	市内小中学生に対し、学校を通じ 募集(夏休みを利用し制作)	6 月に教育委員会へ作 品募集依頼
	実務者(進行管理)9 月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
10 月	「私の願う家族・家庭」ポス ター展応募作品審査	11 月のポスター展に向け、優秀 作品を選定	
	実務者(進行管理)10 月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
11 月	児童虐待防止推進月間 における啓発事業	「私の願う家族・家庭」 ポスター展 期間：11 月 17 日～24 日 場所：野田市役所 1 階 ふれあいギャラリー	のだ市報 11 月 1 日号 に啓発記事掲載
	実務者研修会	各機関の関係者を対象に研修会 を開催する	

	実務者(進行管理)11月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
12月	実務者(進行管理)12月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
1月	第2回実務者会議	平成29年度状況及び事例報告 進行事例に関する報告	
	実務者(進行管理)1月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
2月	第2回代表者会議	平成29年度状況及び事例報告 進行事例に関する報告 来年度の年間計画案の検討	
	実務者(進行管理)2月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
3月	実務者(進行管理)3月会議	進行事例に関する情報交換 関係機関の役割について確認	
通年	子どもSOS電話相談	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	土・日・祝日及び夜間 は留守番電話とFAX で対応する

このほか、個別支援会議については、年間を通してケース毎に開催します。

児童福祉法等の改正と市の対応について

1 法改正の目的と主な内容

平成28年6月3日、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号。以下「改正法」という。)が公布された。

児童相談所や市町村における児童虐待の相談対応件数が年々増加の一途を辿る中、国、都道府県(児童相談所)及び市町村の役割・責任の分担が不明確であるという課題や、妊娠期からの切れ目ない支援により児童虐待の発生予防、早期発見及び自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、児童福祉法及び児童虐待防止法、母子保健法等を改正し、以下の措置を講ずるもの。

(1) 児童福祉法の理念の見直し等

現行児童福祉法では記載のない「子どもの権利」について、「適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること」及び国・地方公共団体は保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進することを明文化し、虐待防止法にはしつけを名目とした児童虐待の防止を理念等に明記する。また、国・地方公共団体の役割と責務を明確化する。(県は専門的な対応が必要な事例を担当し、市町村への助言等を行い、市町村は要保護児童等の家族支援業務を行う等)

(2) 児童虐待の発生予防

虐待による死亡事例は0歳児が44.0%を占め、背景として母親が一人で悩みを抱えている、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があることから、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。(子育て世代包括支援センターの設置努力等)

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、児童相談所の権限の強化や市町村の相談機能の充実等を行う。(市町村は「地域子ども家庭支援拠点の整備に務めるものとし、同自治体の保健センターやその他の部署及び民間団体と協力して、子ども子育て支援事業、子ども家庭の福祉的相談、要保護児童とその家庭や虐待により措置対象となった子どもと家庭の在宅支援などを行う。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役を担う。)

児童相談所から市町村への事案送致を新設。

児相による臨検・捜索手続の簡素化。

【現行】	出頭要求	立入調査	再出頭要求	裁判官への許可状請求	臨検捜索
【改正案】	出頭要求	立入調査		裁判官への許可状請求	臨検捜索

(4) 被虐待児童への自立支援

被虐待児童について、親子関係の再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。(自立援助ホームに措置中の大学生の場合、支援対象年齢を現行の18歳(措置延長の場合は20歳)までから22歳までに引き上げる等)

2 改正の詳細と市の対応について

詳細は次ページ以降参照

法改正の概要	内容	市の対応
<p>1 児童福祉法の理念の見直し等 すべての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その権利の保障等の内容を明確化する。</p> <p>(1)児童の福祉を保障するための原理の明確化 児童福祉法（公布日施行） 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。【改正、新設】</p> <p>(2)家庭と同様の環境における養育の推進 児童福祉法（公布日施行） 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。ただし、家庭での養育が適当でない場合は、児童が家庭環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。【新設】</p> <p>(3)国・地方公共団体の役割・責務の明確化 児童福祉法（公布日施行） 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。【新設】 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な</p>	<p>・現行法に子どもの権利に関する規定がないことから新たに加える。</p> <p>・現行法に家庭支援の理念が明確に盛り込まれていないことから新たに加える。</p> <p>・家庭復帰が困難な場合には、子どもに永続的な家庭（養親家庭）を里親制度やファミリーホーム等により保障する。</p> <p>・児相が持つハード的な役割（子どもの分離保護）とソフト的な役割（保護者に寄り添い支援する）のうち、ソフト的な役割を市町村が中心となって担う。</p> <p>・市町村は、子どもや家庭に最も身近な基礎的な地方公共団体として、児童福祉法に基づいて包括的・継続的に子どもと家庭への支援を行う。</p> <p>・都道府県は、市町村に対する助言や援助を行うと</p>	<p>・本年3月に改訂した「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」の理念・目的に沿ったものとなっている。</p> <p>・昨年3月に改訂した「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」について、児童福祉法の改正では、国と地方公共団体の役割と責務を明確化するとされており、児童相談所の業務のあり方については、施行後2年以内に必要な措置を講ずると規定されている。この点については、市町村の現在の業務に大きく影響することが想定されるため、今後、児童相談所の新たな役割等が明確に示された時点で、</p>

法改正の概要	内容	市の対応
<p>対応が必要な業務を適切に行う。</p> <p>国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講じる。</p> <p>(4)しつけを名目とした児童虐待の防止 児童虐待防止法（公布日施行） 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。【改正】</p>	<p>ともに、入所措置等により専門的な業務や、市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、市町村及び都道府県に対する助言や情報の提供等、全体として子ども・家庭の福祉のために必要な措置を講じる。 ・子どもの権利保障として、体罰など子どもの心身への侵害のある罰を禁止し、特にしつけを理由にして、必要な範囲を超えて子どもを懲戒してはならないことを明記。 	<p>市の大綱の見直しを改めて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の通知や県の虐待対応マニュアルの改訂を踏まえ、市独自に作成し関係機関に配布している「児童虐待防止対応マニュアル」に法の趣旨等を反映させる。 ・現行の市マニュアルに「児童虐待としつけの違い」の記述があり、対応済み。
<p>2 児童虐待の発生予防</p> <p>妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逓減する。</p> <p>(1)子育て世代包括支援センターの法定化 母子保健法（平成29年4月1日施行） 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センター（法律上の名称）の設置に努めるものとする。【改正、新設】</p> <p>(2)支援を要する妊婦等に関する情報提供 児童福祉法（平成28年10月1日施行） 要支援児童（特定妊婦を含む）と思われるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期にわたるまでの支援についてのワンストップ拠点として子育て世代包括支援センターの設置を法定化。 ・支援を要する妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター（子ども支援室を含む）と閑宿保健センターが子育て世代包括支援センターの要件を満たしている。組織としての位置付け（例規改正等）については、国の指針の発出後に「支援拠点」と併せて、他市の動向も注視し検討する。 ・医師会、歯科医師会に対する協力依頼の通知の送付済

法改正の概要	内容	市の対応
<p>を把握した医療機関や児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。【新設】</p> <p>(3)母子保健施策を通じた虐待予防等 母子保健法（公布日施行） 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。【改正】</p>	<p>からの必要な支援につなぐことが重要である。このため、支援を要する妊婦等に日頃から接する機会が多い、医療機関、児童福祉施設、学校等が、支援を要する妊婦等を把握した場合には、その情報を市町村に提供するよう努めることとする。</p> <p>・死亡事例の背景として、母親が一人で悩みを抱えている、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があることから母子保健施設の役割を明記。</p>	<p>・子ども館、保育所等の児童福祉施設等に対する協力依頼の通知の送付予定</p> <p>・昨年3月の市の大綱改正で、子ども支援室との連携を含む母子保健が担う虐待予防について位置付けており対応済み。また、保健センターの定期検診、全戸訪問事業など母子保健事業との連携体制が構築されている。</p>
<p>3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行う。</p> <p>(1)市町村における支援拠点の整備 児童福祉法（平成29年4月1日施行） 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。【新設】</p>	<p>・市町村において特に在宅ケースを中心とする支援体制を一層充実するため、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供する拠点の整備に努めることとする。</p> <p>・支援拠点は、同自治体の保健センターやその他の部署及び民間団体と協力して、子ども子育て支援事業、子ども家庭の福祉的相談、要保護児童とその家庭や虐待により措置対象となった子どもと家庭の在宅支援などを行う。</p>	<p>・支援拠点としての機能は、児童家庭課が担っている。</p> <p>・児童家庭課は、要対協の調整機関、支援拠点、家庭児童相談室を兼ねる。</p> <p>・支援拠点の運営指針が今年度中に厚生労働省から通知される予定であり、その内容により、大綱、マニュアルの改訂及び例規改正の必要性等を検討する。</p>

法改正の概要	内容	市の対応
<p>(2)市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化 児童福祉法（平成29年4月1日施行） 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。</p> <p>(3) 児童及び保護者に対する通所・在宅における指導措置 児童福祉法（公布日施行） 児童相談所長は、通告等を受けた児童・保護者に対し、通所又は在宅において指導し、又は市町村等に委託して指導させることができることとする。</p> <p>(4) 児童相談所から市町村への事案送致等 児童福祉法（平成29年4月1日施行） 児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、児童及び妊産婦の福祉に関し、専門的な知識等を要しない支援を行うことを要すると認める者（施設入所等の措置を要すると認める者を除く。）を市町村に送致することとする。</p> <p>(5)関係機関等による調査協力</p>	<p>・市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、児童相談所による指導措置について、市町村に委託して指導させることができることとする。これにより、在宅ケースについて、児童や保護者の置かれた状況に応じ、児童相談所の責任の下で、市町村による養育支援等を受けるよう指導する措置を行うことが可能となる。</p> <p>・現行は市町村から児童相談所への送致のみ規定。 ・児童相談所と市町村との間で、対応に漏れや齟齬が生じることのないよう、施行までに、厚生労働省において共通の基準となるアセスメントツールを作成し、これを踏まえ、地域ごとの実情に応じた分担を定める。</p>	<p>・要対協調整機関（児童家庭課）に専門職（児童福祉司たる資格を有するものや社会福祉士等）を配置予定。</p> <p>・委託の方法や基準等について厚生労働省で検討中。</p> <p>・共通アセスメントツールに関しては、厚生労働省のワーキンググループで検討中。年度内に通知が発出され次第、柏児童相談所と管内5市で検討予定。</p>

法改正の概要	内容	市の対応
<p>児童虐待防止法（平成28年10月1日施行）</p> <p>病院、児童福祉施設、学校等は、児童相談所長、市町村長、福祉事務所長から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができる。【改正】</p> <p>-----</p> <p>（以下、市町村以外に関すること）</p> <p>-----</p> <p>(6)児童相談所設置自治体の拡大</p> <p>児童福祉法（平成29年4月1日施行）</p> <p>政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。【改正】</p> <p>(7)児童相談所の体制強化</p> <p>児童福祉法</p> <p>（平成28年10月1日及び平成29年4月1日施行）</p> <p>都道府県は、児童相談所に 児童心理司、 医師又は保健師、 指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。【新設】</p> <p>(8)一時保護の目的の明確化</p> <p>児童福祉法（公布日施行）</p> <p>一時保護は、児童の安全を迅速に確保し適切な</p>	<p>・現行法上、児童相談所等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は提供できることとされている一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあったが、これらの機関等についても、児童虐待に係る情報を提供できることとする。</p> <p>-----</p> <p>・改正法の施行後、5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。（改正法附則）</p>	<p>市の対応</p> <p>・医師会、歯科医師会に対する協力依頼の通知の送付済</p> <p>・子ども館、保育所等の児童福祉施設等に対する協力依頼の通知の送付予定。</p> <p>-----</p>

法改正の概要	内容	市の対応
<p>保護を図るため、又は児童の状況を把握するために行うものであることを明確化する。</p> <p>(9)臨検・搜索手続きの簡素化 児童虐待防止法（平成28年10月1日施行） 臨検・搜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。【改正】</p>	<p>・平成20年度から平成25年度までの6年間で臨検・搜索は7件にとどまり、迅速な対応を図るため手続きの簡素化を図る。</p>	<p>・児相による立入調査や臨検・搜索等緊急時の対応については、児童の安全を最優先することを児相に求めていくことを大綱やマニュアルに位置付けている。</p>
<p>4 被虐待児童への自立支援 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。</p> <p>(1)親子関係再構築支援 児童福祉法、児童虐待防止法 （平成28年10月1日施行） 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。【新設】</p> <p>(2)里親委託の推進 児童福祉法（平成29年4月1日施行） 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を</p>	<p>・施設入所等措置の解除等に当たって、児童相談所が委託したNPO法人等による助言・カウンセリングや、市町村、児童相談所、児童養護施設、NPO法人等の連携した対応による定期的な安全確認、相談・支援等を実施する。</p>	<p>・施設入所や里親委託等を解除された児童について、関係機関が連携して継続的な安全確認や保護者への相談・支援を実施することになるため、新たに要対協または別枠での進行管理等を検討する。</p>

法改正の概要	内容	市の対応
<p>位置付ける。【改正】</p> <p>(3)養子縁組の推進 児童福祉法（平成29年4月1日施行） 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。【新設】</p> <p>(4)18歳以上の者に対する支援の継続 児童福祉法（平成29年4月1日施行） 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。【新設】</p>		
<p>検討規定等 児童福祉法</p> <p>(1)施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。</p> <p>(3)施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。</p>		<p>・児童相談所から市町村に移行になる業務の質・量が明らかになるため、その時点で人員の増強も含めて検討する</p>